

- 2 教育委員会は、貸与予約者が高校等、大学又は専門課程等に入学し、かつ、前条第4号の要件に該当するときに、育英資金の貸与を受ける者として決定する。

第10条（見出しを含む。）中「奨学金」を「育英資金」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第36号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「球磨郡上村」を「球磨郡あさぎり町」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第37号

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1 射撃場使用料の表中「300円」を「780円」に、「600円」を「1,560円」に、「17,200円」を「19,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。